

中国における債権回収ガイドブック

(2020 年 9 月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所が現地事務所北京天達共和法律事務所に作成委託し、2020年9月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび北京天達共和法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび北京天達共和法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・北京事務所
E-mail：PCB@jetro.go.jp

JETRO

目録

I. 中国における債権回収の概説	1
II. 予防編—債権回収の事前準備	3
1. 取引相手に関する与信調査方法および調査内容	3
(1) 取引相手に関する与信調査方法	3
(2) 調査内容—営業許可証や公開サイドなどによる企業情報の把握	6
2. 売買契約書の作成およびその留意点	11
(1) 売買契約書作成時の留意点	11
(2) 売買契約交渉時の留意点	11
(3) 売買契約の条項	14
3. 担保取得の実務	20
(1) 中国の担保方法	20
(2) 実務でよく利用されている担保方法	21
(3) 担保取得時の留意点	21
(4) 抵当契約の締結方法および留意点	24
(5) 質権設定契約の締結および留意点	26
(6) 保証契約の締結および留意点	26
(7) 対外担保の留意点	27
(8) 反復継続取引時の根担保取得	27
III. 管理編—契約履行段階での債権管理	28
1. 債権回収に役立つ社内管理制度の構築	28
2. 与信管理の手順	28
(1) 与信管理の具体的な方法	28
(2) 信用不安情報の入手方法	29
(3) 売掛金の支払催促方法	29
3. 時効管理	30
(1) 中国の時効期間	30
(2) 時効の中断方法	30
(3) 時効期間満了後の救済策	31
IV. 解決編—問題発生時、法的措置のポイント	32
1. 資産調査 — 訴訟・仲裁を提起する前の対応策	32
(1) 債務者の銀行預金残高に関する調査	32

(2) 債務者の建造物の有無および抵当権設定の有無に関する調査	32
(3) 債務者の土地所有権の有無および抵当権設定の有無の調査	32
(4) 債務者が所有している設備等、動産の有無および抵当権設定の有無に 関する調査	33
(5) 中国の調査会社の活用	33
2. 資産の保全—債務履行の促進	33
(1) 資産保全とは	33
(2) 保全方法と保全措置	34
(3) 保全費用	34
(4) 裁判所への担保提供	35
(5) その他留意点	35
3. 訴訟提起	35
(1) 訴訟提起前の準備事項	35
(2) 訴訟手続の流れ	37
(3) 訴訟の所要期間	38
(4) 訴訟に係る合理的費用の負担	38
4. 仲裁の申し立て	39
(1) 仲裁申し立て前の準備事項	39
(2) 仲裁申し立ての流れ	41
(3) 仲裁人の選任方法（CIETAC を例として）	41
(4) 仲裁の所要期間	42
(5) 仲裁遂行のために支出した旅費、弁護士費用等費用の負担方法	42
5. 強制執行の申し立て	43
(1) 強制執行の申し立て手続き	43
(2) 執行の申立費用 の負担	44
(3) 中国の「執行難」の理由と対応方法	44
(4) 執行難への対応方法	45
V. 債権回収におけるチェックポイント	46

中国における債権回収ガイドブック

I. 中国における債権回収の概説

日中両国は一衣帯水で、独特的な地理位置により、文化、経済など多くの方面において、緊密な関係を保持している。近年、多くの日本企業および中国における日系企業が中国の企業と工業、医療、電子、インターネットなどのさまざまな分野で取引を行っている。しかし、両国企業の経営方式、経営理念、ビジネスモデル、法制度、社会環境などにさまざまな相違点があるため、日々の取引においていくつかの問題が次第に注目されるようになってきた。その中でもよく見られるのは日系企業の中国における債権回収問題である。

債権の回収が難しい問題には、さまざまな原因があるが、主に債務者側の問題や債権者自身の問題および契約上の問題などが挙げられる。

債務者側の問題としては、例えば、債務者に支払う意思はない、また支払う意思はあるが、一時的な資金不足により弁済できないこともあれば、取引相手方の義務履行に不満があると、代金の支払いを拒否する場合もある。契約および債務を無視して支払いを完全に拒否することもある。

債権者側の問題としては、例えば、取引先に対する詳細な事前調査をせずに取引に入ってしまう、債務者の状況により契約履行確保に必要な担保や債権保全の措置などを取らない場合、取引先が途中で経営悪化あるいは破産して、債務を弁済できない場合もある。また、認識不足および内部管理上の問題により、売買契約書を締結していなかったり、売買契約書を紛失したり、あるいは継続取引の売買代金と売買契約が合わないなど債権を証明できないこともあれば、債権管理もできず、債務者における危ない兆しを見逃し、早期に債権回収の機会を失う場合もある。さらに、適切な債権回収の対策が取れず、時効満了や法的手段の運用が悪いため、最終的に債権回収ができなくなる可能性もある。

また、契約の問題については、重要な条項において債権回収に不利益が生ずる規定があったり、重要事項の約定がなくまたは不明確であるため、債権紛争が生じたり、債権実現の障害となったりすることもよく見受けられる。

債権回収問題の対策としては、下表の三つのステップに大きく分けられ、企業自身はその三つステップをふまえ、弁護士など外部のリソースをも適切に活用し、それぞれの内容および留意点を実行しながら、債権回収問題の円滑な解決を図る必要がある。

ステップ	主な内容	債権回収の成功に占める割合
1. 債権回収の予防 (自己防衛)	・取引相手に関する与信調査 ・売買契約締結時の留意点	35%
2. 債権管理 (自己防衛)	・債権存在に関する証拠書類の保存 ・債権額に関する証明書類の取得	35%
3. 法的措置 (法的手段による防衛)	・協議による交渉、弁護士への依頼 ・毅然とした態度で法的措置を講じる	30%

本レポートでは、中国でのビジネス実務の現場における債権回収につき、上述の三つのステップに対応するため、予防編、管理編、解決編に分けて、事前調査、契約の交渉および締結、担保の設立、与信、手形、時効の管理、資産保全、強制執行または訴訟仲裁など法的措置の採用など債権全周期の実務経験を紹介する。また、2021年1月1日に発効する「中華人民共和國民法典」の内容も取り入れ、債権問題に関する留意点と活用できる措置を説明する。

Ⅱ．予防編—債権回収の事前準備

1．取引相手に関する与信調査方法および調査内容

(1) 取引相手に関する与信調査方法

取引先の「信用」を調査する場合、一般的に①独自調査、②信用調査会社による調査、③弁護士による調査の三つの調査方法がある。通常、先方との取引が初めての場合には①と②の方法を採用するが、数回の取引を通して不審点が浮上してきたような場合には③の方法も考慮すべきである。以下はこの三つの調査方法について、適用するケース、注意点および使い方から検討した。

①独自調査

新規売買契約を締結する際、これは基本的な調査方法である。独自調査の場合には、取引先の名刺、会社案内、ホームページ、インターネットで関連情報などを収集し、場合により現場調査することも考えられる。

取引先がホームページを開設している場合、該当ホームページから取引先の設立経緯、変遷、主要な業務内容などの基本情報を取得することができる。しかし、企業実体がなくホームページだけを綺麗に作っているダミー会社（ペーパーカンパニー）も少なくないため、ホームページを過度に信用してはならない。また、ホームページの記載と取引先の担当者の口頭説明が異なる場合、徹底的にその相違に関する説明を求めるべきである。

インターネットによる調査をする時、検索サイトと公的サイトを活用することができる。例えば、百度などの検索サイトで、取引先の名称などを入力し、債務不履行またはその他の信用に影響をもたらすような情報を収集する。現在、一部の公的サイトでは無料で企業の信用状況が調査できる。例えば、国家市場監督管理総局の「国家企業信用情報公示システム」(<http://www.gsxt.gov.cn/index.html>)と中国最高人民法院の執行局が開設している「中国執行情報公開ネット」(<http://zxgk.court.gov.cn/>)がある（具体的な使い方は後ほど詳しく説明する）。これらのサイトに掲載されている情報は不十分とはいえ、取引先の登記情報、行政処罰情報など最低限の情報を把握できるため活用の価値がある。これらのサイトに取引先関連の不安情報があれば、取引先との商談時にその真偽を確認すべきである。

契約に関する商談の最中に取得できる取引先の会社案内および交渉担当者の名刺等の資料からは、取引先の所在地などの基本情報のほかに、交渉担当者が取引先の従業員であるか否か、またその職務が分かるため、無権代理を事前に防ぐことができる。また、営業許可証

が重要であるため、売買契約書を締結する際、それを附属書類等として入手し、また、取引内容が取引先の経営範囲を超えていないかについても確認すべきである。

特に取引先が製造業である場合、実地調査は必須である。この際、入口に取引先の社名を冠する銘板があるか否か、所在地が交渉担当者の名刺に載っている住所と合致しているか否か、また契約履行に足る設備および人員を有しているか否か、さらに労働者の勤務状態などをも併せて確認する必要がある。中国では加工業が盛んなことから、一部の企業(製造企業を含む)は自分では製造を行わず、他社に製造を委託するケースが多く、このような場合、他社の債務不履行などを理由に、自らも契約を履行できないと主張するケースが横行しているため注意する必要がある。

取引先と取引を行った経験のある他社にヒアリングを行ってみるのも効果的である。ここから、取引先の商習慣(後払いか先払い)、商品代金の支払状況、従業員の対応など重要な情報を取得できる可能性がある。事前に取引先の得意先を知っていれば、直接その得意先に聞いてみることも可能だが、そうでない場合は、取引先との面談時に、さりげなくその得意先情報、特に日系企業の有無を確認することで、取引先の得意先状況をおおむねつかむことができる。

②信用調査会社の現状と利用方法

自らが収集できる情報が限られており、相手企業が信用に値するのか否か、また、財務データも含む信用状況を判断する材料を相手企業に要請できず、判断しがたい場合、信用調査会社の起用も考えられる。信用調査会社については、中国国内の企業、外資系企業など多様な選択肢がある。また中国国内の調査会社でも、日本語や英語で調査報告書を作成できるところもある。

信用調査報告書には、取引先の名称、住所、電話、FAX、登記番号、登記機関、規模(資産および従業員数など)、法定代表者、設立日、資本金、経営範囲、経営期間、出資者の状況、一部の財務データなどの情報がまとめられ、かつ調査会社での信用度の格付けも行われている。日系企業にとって、この格付けは一定の参考価値があると思われる。

なお、信用調査会社は、取引先の企業登記情報を取得したり、取引先に対するヒアリング、あるいは取引先のさらに先にいる取引先に対してヒアリングを行ったりして関連情報を収集するが、実際のところ、信用調査会社の格付けは自己システムによるもので、若干甘いところもあり、いずれにしても参考材料としかならないものである。

従って、企業がその信用調査報告書を利用するときには、取引先の情報を主に参考のうえ、

取引の実体に併せて関連リスクを分析し、包括的に判断する必要がある。また重要な取引の場合、重要な判断材料については、1社の調査報告だけに頼るのは危険であるため、複数の信用調査会社に平行調査を依頼することを検討すべきである。

現在、信用調査会社による調査報告書は大体10数ページからなるものが多く、通常2週間程度の調査期間が必要で、調査内容の細かさにもよるが、通常1万～数万円程度の調査費用がかかる。もっとも信用調査会社によって、急を要する場合は、追加料金を支払えば1週間程度で調査報告書を提出してもらうことも可能である。

③弁護士による調査

普通の売買取引を行う前に弁護士に依頼するケースはそう多くないが、取引の最中に取引先に不審点があれば、弁護士を起用して調査を行う方法も考えられる。

現在、中国の弁護士は自らの職権において、企業の登記資料を取得することができる。企業の登記資料とは、企業の登記機関である市場監督管理部門で保管されているもので、企業が市場監督管理部門に提出した定款、出資契約書、設立申請書類、変更申請書類などの書類、市場監督管理部門が発行した企業に対する行政処罰決定書などを指すものである。これらの資料から、取引先出資者、董事、監事、総経理、登録資本金金額、出資金の払込状況、再投資の有無などを確認できる。

一部の市場監督管理部門には、企業の申請書類に基づき市場監督管理部門が登記企業の多くの書類から重要情報を独自でまとめた企業登記内容カードがある。1枚の紙に要領よく記載していて、取得料金(通常は100人民元)も比較的安いので、実務上よく利用されている。しかし、企業登記内容カードは、企業の申請書類に基づき市場監督管理部門が作成したものであり、記入ミスもあり得る。全面的に信用できるものではないため、より確実な情報を取得するには、企業の工商登記資料を取得することを薦める。

弁護士に調査報告書を依頼する場合、通常1週間程度の調査期間が必要である。弁護士費用については、登記資料のボリュームにもよるが、通常、数万～数十万円程度かかる。費用の面では、信用調査会社より若干高く、信用調査会社の調査報告書にあるような信用度の格付けもないが、取引先の原本資料に基づいた確実な法的分析を行うことができるメリットがある。

(2) 調査内容—営業許可証や公開サイトなどからの企業情報の把握

上述のとおり、取引先と取引する前および契約交渉中に、企業は独自で調査するのが一般的である。その場合取引先の営業許可証および公開サイトから参考できる情報を入手する必要がある。以下より、営業許可証および公開サイトから企業情報を把握する方法を紹介する。

①営業許可証による企業情報の把握

中国では、企業の営業許可証が企業の身分証明であり、それには、企業の住所、登録資本金、法定代表者の名前、設立日、経営範囲など、多くの情報が含まれている。このため、取引を開始する前には、取引先の営業許可証を入手することが非常に重要である。営業許可証が入手できれば、取引先について以下の点を確認できる。

a. 売買契約書に記載する取引先の名称

営業許可証に掲載された企業の名称は、取引先の正式名称である。売買契約書にある取引先の名称と営業許可証の名称が一致しているか否かを確認する。

b. 売買契約書に署名する者

売買契約書では取引先の法定代表人者かその授権代表が署名を行わなければならない。売買契約書の署名者が営業許可証に記載された法定代表人者と一致しない場合、授権代表としての授権書の提出を求める必要がある。

c. 取引先の経営範囲

商談中の取引が取引先の経営範囲外か否かについて確認する。行う予定の取引が取引先の経営範囲外であれば、取引を中止した方が無難である。経営範囲の逸脱行為は、法律(「会社法」12条)を無視する行為に該当するので、このような取引先は、信用上において疑問が残るためである。

d. 登録資本金金額

営業許可証から取引先の登録資本金を確認することができる。しかし、登録資本金の払込み状況は営業許可証からは判別できない。これを判別するためには、国家市場監督管理総局の無料サイト「国家企業信用情報公示システム」(<http://www.gsxt.gov.cn/index.html>)にアクセスし確認する必要がある。登録資本金の少ない企業と高額な取引をする場合は慎重に検討すべきであり、また登録資本金を全額払い込んでいない取引先にも留意すべきである。さらに登録資本金が高い企業であっても、見せ金ということも少なからずあるため、留意すべきである。不安が残る場合は、取引を中止するか取引先から担保を付けてもらうなどしてリ

スクを下げる措置を講じるべきである。

e.存続期間

営業許可証には取引先の設立日が記載されている。ここから取引先の存続期間が分かる。一概にはいえないが、通常、存続期間の長さが信用の大きさに比例するといわれている。

f.取引先年度監査（年間報告）状況

2014 年までは、中国の企業は毎年 3～6 月までの間に、市場監督管理部門で年度監査を受ける必要があり、合格した場合には営業許可証の副本に市場監督管理部門の印鑑が押される。営業許可証の年度検査の欄に市場監督管理部門の捺印がなければ、取引自体を再検討すべきである。年度監査を受けていない企業との取引は常に危険と隣り合わせといっても過言ではない。一方、2014 年以降は、企業の年度監査制度が廃止され、企業は市場監督管理部門のサイト上で年間報告を行い、年間報告の結果および内容をそのサイトに開示（財務データや従業員数などの自社情報は任意で公開か不公開かを選ぶことができる）するようになった。

実務では商談の最初から取引先に営業許可証の提出を求めた場合、取引先の反感を買う可能性がある。この場合、売買契約書の添付書類の一つとして取引先に営業許可証の提示を求めれば、取引先の反感を和らげる効果が期待できる。また、取引先を説得する方法として、社内ルールとして営業許可証の提示は不可欠であり、営業許可証の提示がないと、何か知られたくないことが営業許可証に記載されているのではないかと疑われ、取引に支障をきたす恐れがあると説明し、営業許可証の提示を求める方法も考えられる。

取引先からどうしても営業許可証を提示してもらえない場合、弁護士を起用して入手することが考えられる。中国の弁護士は職権で市場監督管理部門(企業の登記機関)から取引先の営業許可証をコピーすることができる。ただし、一部の市場監督管理部門では営業許可証のコピーを許可しないこともあるため、その場合はメモをとる。

②公開サイトなどによる企業情報の把握

営業許可証以外に、多様な公式サイトおよび専門的な商業情報検索サイトが利用できる。企業登記情報、例えば行政許可情報、行政処罰情報、経営異常名簿の掲載の有無、重大違法による信用喪失企業名簿の掲載の有無、訴訟事案の有無などの情報を求める場合、

前述のとおり「国家企業信用公示システム」(<http://www.gsxt.gov.cn/index.html>)
(無料)。



または商業情報検索サイト「企查查」(<https://www.qcc.com>) (有料)、
「天眼查」(<https://www.tianyancha.com>) (有料) を利用して入手することもできる。



また、中国執行情報公開ネット（<http://zxgk.court.gov.cn/>）（無料・最高人民法院）にアクセスし、企業に関する強制執行情報または破産情報を収集することも可能である。



さらに、訴訟事案判決文は、最高人民法院判決文書ネット（<http://wenshu.court.gov.cn/>）（無料）、



「威科先行」(<https://law.wkinfo.com.cn/>) (有料)、
「北大法宝」(<http://www.pkulaw.com>) (有料)



および「無訟」(<https://www.itsslw.com/bj>) (無料) も利用できる。



2. 売買契約書の作成およびその留意点

(1) 売買契約書作成時の留意点

① 売買契約書の内容を明確に取り決める

売買契約について協議を行う際、双方の友好関係を過信し紛争の発生する恐れはないと甘く考えたり、相手方との信頼関係を気にしすぎたりして、売買代金金額と支払方法、商品の引き渡しなど、ごく簡単な売買契約書を作成し締結するケースが非常に多い。しかし実際には、このような内容が不明確な契約であったため、契約違反当事者の責任を追及できず苦い経験をした企業は少なくない。

後日の紛争を避けるため、売買契約書を締結するときは、その内容を明確に定める必要がある。

② 作成すべき売買契約書の種類

スポット的な売買契約書の場合は 1 本の売買契約書を締結すればよいが、継続して売買する場合、2 本建ての売買契約書を締結する。すなわち、毎回の売買に適用するような基本事項は売買基本契約書で規定し、商品の内容等毎回変わる可能性のある内容は個別売買契約書で明確にする。売買基本契約書はできる限り詳細に定め、個別売買契約書は 1 ページに収められるように簡潔にする。

③ 自社用の契約書ひな型の用意が重要

自社用の売買契約書ひな型をあらかじめ作成しておくとう便利である。売買契約書案の提出者は契約交渉で有利な立場に立つほか、契約書ひな型があれば営業部員が常にこれを手本に取引先と交渉することができ、取引先が提出した売買契約書案の確認不足による落とし穴に陥るリスクを避けることができる。営業部員に譲るべきでない箇所を理解してもらうため、各条項のはたらき、譲歩できる条項、譲歩できない条項など、事前に営業部員向けの契約書ひな型利用マニュアルを作成し、社内講習会等で周知徹底することで万全を期すことができる。

(2) 売買契約交渉時の留意点

① 売買契約書案の提供者が有利

売買契約書案を提出した側が、自社に有利な売買契約書内容に基づき交渉できるので、取引における双方の立場の強弱にもよるが、結果的には売買契約交渉において有利である場合が多い。また、中国の多くの企業が弁護士を起用せず、自社の営業部員または審査・法務部員に契約書の適否を検討させている。しかし、これらの営業部員または審査・法務部員の大多数が弁護士ほど法律または実務に精通してなく、基本的に売買契約書の金額、支払方法、

商品の引き渡し等の事項には留意するものの、契約書に隠れている法的リスクまでは深く考えていないのが実情である。従って、一見合理的に見える売買契約書案を作成し取引先に提出すれば、交渉の効率向上を図れるだけでなく、取引先から受け入れられる可能性も高くなる。

②様式約款について交渉の留意点

自社から売買契約書案を提示するとき、当該売買契約書案が様式約款(中国語:格式条款)にならないよう留意する必要がある。様式約款とは、企業があらかじめ作成し、すべての取引に適用され、一文字の修正も許さず、修正交渉にも応じないものを指す。このような様式約款は取引先の権利を損なう恐れが強く、中国では、以下のとおり、様式約款の提供者に多くの義務を課しているため、留意する必要がある。

様式約款の提供者は公平原則に従い、当事者間の権利および義務を定めなければならない(「民法典」496条)。合理的な方法により、取引先に自社の責任免除または軽減する、かつ取引先と重大利害関係がある条項に注意喚起しなければならず、取引先から求められた場合、当該条項を説明する必要がある(「民法典」496条)。売買契約書の様式約款が法律に定められる当事者一方の意思に反する事項に該当すれば、当然無効となるほか、様式約款を提供した側が不当に自分の責任を免除または軽減し、取引先の責任を加重し、重要権利を制限したり、またはその主要権利を排除したりする場合も、当該条項が無効となる(「民法典」497条)。

様式約款への理解について紛争が生じたとき、通常理解に従って解釈すべきであるが、2種類以上の解釈があった場合、様式約款提供者に不利益な理解がされることになり、様式約款と非様式約款が一致しない場合、非様式約款を採用しなければならない(「民法典」498条)。

このような不利益を避けるため、売買契約書案を提出するとき、取引先に売買契約書のすべての内容について、協議に応じる姿勢で臨む必要がある。もっとも、修正するか否かは自社の判断になる。また、協議に応じる姿勢を証明するため、重要でない条項を1、2カ所程度、修正すればよい。なお、一番重要なのは、契約書の内容を明確にすることであり、2種類以上の解釈を生じさせないように、その言葉使いに留意すべきである。

③売買契約書で押さえるべきポイント

自社が売主である場合、自社から売買契約書案を提出するケースが多いが、実務上、取引先から売買契約書案が提出される可能性もある。また、自社から売買契約書案を提出しても、取引先から売買契約書案の大幅な修正を求められるケースもある。このような場合、売買契

約書で押さえるべきポイントを整理し、実害のないところは譲歩し、実利のあるところは粘り強く交渉することが重要である。

④転売代金回収を条件とする売買契約は極力避けるべきである

取引先が販売会社である場合、取引先から転売代金回収を条件に設備代金を支払うと求められるケースがある。これは、極めて危ない取引であるため、極力避けるべきである。取引先の転売先が相当の実力および信用があればまだ考える余地があるが、このような取引の場合、通常、取引先が第三者から回収できるか否か、またいつ回収できるかについて確定できないリスクがある。理論上、解決策として設備を購入した転売先から担保を取得すること、または取引先からその転売先に対する設備代金債権の質権を設定してもらったり設備代金債権の譲渡を受けたりすることが考えられるが、いずれも現実味のないものだといえる。

⑤はじめから担保を取り付けることはそれほど多くない

売買契約書を締結するに当たり、取引先から代金支払にかかわる担保を取り付けられれば日本企業にとっては好都合だといえるが、実務上、取引交渉において自社が有利な立場に立つか、取引金額が高額であり、取引先の契約履行に不安が感じられる相当の理由がない限り、はじめから担保を取り付けることは多くないのが現状である。

取引先から担保を取り付けるとき、取引先からその所有する土地使用权、建物、設備等の資産を担保の対象とすることが債権保全において確実だといえるが、取引先がその親会社か関連企業か銀行から保証を提供してもらうことがよく見受けられる。担保の提供を受けるとき、担保ごとにそれぞれの担保契約書の有効要件、第三者対抗要件などに留意する必要がある。実務において、保証による担保提供が多いため、保証を受ける方法を以下説明する。

保証による担保提供の場合、①既存の売買契約書に保証条項を盛り込む、②別途保証契約書を作成する、③保証状を発行してもらう、という三つの方法が用いられている。それぞれの方法にメリット・デメリットはあるが、実務において、銀行が保証人となる場合、③を採用するケースが多く、銀行以外の企業が保証人になる場合、①がよく用いられる。

保証方法	メリット	デメリット
売買契約書保証条項に書き入れ、保証人に当該売買契約書に署名捺印してもらう。	契約書作成の手間がかからない。	当事者の権利義務を明確に定めることができない。
売買契約書とは別に保証契約書を締結する。	当事者権利義務関係を明確に定めることができる。	保証契約書を別途作成する手間がかかる。
売買契約書とは別に、保証人に保証状を発行してもらう。	保証人が一方的に保証状を作成し、担保権者がその内容の適否を確認するのみで契約交渉の手間がかからない。	

(3) 売買契約の条項

①売買契約書の一般条項

「民法典」596条の規定により、売買契約の内容には一般的に商品の名称、数量、品質、価格、履行期間、履行地、履行方式、梱包方式、検収基準、検収方法、決済方法、正本に使用する言語に関する条項、発効条項などが含まれている。売買契約を作成する際、契約の中身が詳しくれば詳しいほどよいとは限らない。自社に有利な内容はできる限り盛り込み、不利な内容はできる限り入れないよう工夫することが重要である。通常、品質保証条項、クレーム条項、製品品質責任条項、知的財産権保護条項は売主に要求する内容が多く、また債権債務の譲渡禁止条項は基本的に売主に不利だといわれている。

②有利な条項を売買契約に盛り込むには

a. 発効条項（署名捺印）

契約を締結する際、取引先に捺印と署名の両方を求めるべきである。法定代表者による署名が必要なので、授權代表による署名の場合、授權書の提出を求めるべきである。営業許可証および会社定款の提出を求め（営業許可証または定款から法定代表者を確認することができる）、代理署名は避けるべきである。通常、売買契約のページ数は多いため、割印も重要である。中国では印鑑証明制度が無いことにも留意すべきである。

b. 危険負担条項

地震等により売買対象物が毀損を被った場合の危険負担者について約定すべきである。現在、①売買契約書締結時、②売買対象物の運送業者への引渡時、③売買対象物の買主への引渡時、④売買対象物の所有権移転時、の四つの時点で危険の負担者が売主から買主に移転

する約定がよく見受けられる。運送業者等の第三者の支配下にある売買対象物の危険は、できる限り買主に帰属させるべきである。また、所有権留保条項を盛り込んだ場合、危険の移転時点と所有権移転時点が同一とは限らないので留意すべきである。

c. 品質保証、検品条項

検品条項を契約条件に盛り込むことは重要である。買主の権利を保護するために、検品に立ち会う権利を確保すべきである。検品条項に検品期間を約定することが重要である。検品期間にかかわらず隠れた瑕疵がある場合、買主は 2 年以内に権利を主張できる（品質保証期間などその他約定がある場合除く）。実務では、検品し合格と判断された後に●%の代金を支払うと約定する売買契約が多く、買主が検品を行わず、●%の代金を支払わない紛争が多い。これを避けるためには、検品時期に関する約定をあらかじめ決めたほうがよい。

d. 所有権留保条項

所有権留保条項を入れると、買主が売買代金を支払わない場合、従来の違約責任追及という救済策のほか、商品を取り戻す救済策が可能である。契約により代金を支払わない、かつ催告してから一定期間経っても支払いを拒み続ける、契約に定めている特定の義務を履行しない、あるいは所有権留保している商品を不当処分するなどの場合、売主が商品を取り戻すことができる。「民法典」では、売主が留保した所有権を登記しない場合善意の第三者に対抗できないことを明記しているので、注意の必要があり、少なくとも買主への領収書に「所有権留保」と明記する工夫が必要である。

e. 期限の利益喪失条項

分割払いの場合、期限の利益喪失条項を契約条件に盛り込むことがよく見受けられる。分割払いの売買契約書では、未払金額が売買契約金額総額の 20%以上、かつ、催告してから一定期間経っても支払いがない場合、買主に対して全部契約金額を支払うことまたは契約解除を主張できる。一方、上記の条件は「民法典」に定められた強制規定であり、例えば未払金額が売買契約金額の 20%以下などの厳しい条件に合意したとしても、無効と判断される場合がある。

f. 契約解除条項

契約解除する際、法定の契約解除事由が必要である（「民法典」563 条）。

	法定の契約解除事由
1	不可抗力により契約の目的を実現できない場合
2	履行期間満了前に当事者の一方が主要債務を履行しない意思を表明し、または自らの行動でそれを表明した場合
3	当事者の一方が主要債務の履行を遅延し、催告してからも一定期間経っても依然として履行しない場合
4	当事者の一方が債務の履行を遅延し、またはそのほかの違約行為により契約の目的が実現できなくなった場合
5	法律が定めるその他の場合

また、当事者間で契約解除事由を約定することができる。できるだけ相手方当事者に発生する可能性の高い事由は約定の契約書解除事由として定め、自社に発生する可能性の高い事由は約定の契約解除事由から外すことがポイントである。ただし、中国には手形の不渡り制度がないため、これを約定の契約解除事由にしてはならない。また継続的に履行する債務と内容の契約は、当事者が任意時点で解除できるが、相手方に合理的な準備時間を与えるべきである。

g. 損害賠償条項

違約金

相手が違約した場合、自分の損害額を立証することは容易でない。このため、「損害賠償」と約定するのみでは、実効性がほとんど期待できない。実務上、10 万人民元または 100 万人民元など決まった金額を違約金とするケースもあれば、遅延 1 日につき一定の割合で遅延損害金を求めるケースもある。遅延損害金の割合は現在、1 日につき 0.02%（1 万分の 2）から 0.05%（1 万分の 5）と約定するケースがよく見受けられる。売買契約紛争案件の審理に関する解釈によると、遅延損害金またはその計算方法の約定がない場合、中国人民銀行の同時期・同種の人民元貸付基準利率に照らすと定められているが、2019 年 8 月 20 日より、人民元貸付基準利率は最優遇貸出金利（ローンプライムレート、以下「LPR」）にかわったため、LPR を基礎として遅延損害金を計算することとなる。LPR は毎月公表され、1 年物の LPR は今まで、3.85～4.25%であった。契約に約定した違約金と実際の損害額が異なった場合、裁判所または仲裁機関に調整してもらうことが可能である。違約金が実際の損害を下回った場合、不利益を受けた当事者は、裁判所または仲裁機関に対して増額を求めることができ、違約金が実際の損害額より遥かに高額であった場合、不利益を受けた当事者は、裁判所または仲裁機関に対して減額を求めることができる。高額と判断される基準は実際の損害額より 30%を上回った場合である。

手付金

手付金を約定することも可能である。「定金」と「訂金」は中国語では同じ「dingjin」という発音だが、その法的効果はまったく異なるものとなる。「訂金」とは日本の「前渡金」または「預かり金」に相当し、売買契約の成立可否または違約の有無にかかわらず、「訂金」を受領した当事者が相手方当事者に返済しなければならない。これに対して、「定金」とは日本の「手付金」に相当し、売買契約の成立または履行を担保する法的意味合いをもつ。売買契約に違約した場合、違約者は相手方当事者に対して既に支払った「定金」の返済を求めることができず、相手方当事者から「定金」を受領した場合には相手方当事者に「定金」の倍額を返済しなければならない。「定金」と「訂金」の区別を理解できない中国企業が多いため、中国企業と売買契約を締結する際に「dingjin」の話が出た場合には、「定金」なのか、それとも「訂金」なのかを確認する必要がある。また、手付金は、売買金額の 20%を超えてはならない。

違約金と手付金の両方を定めた場合、どちらか有利な方を選んで、相手に損害賠償を請求することができる。

h. 通知条項

売買契約締結後、売買契約の解除、履行状況などを相手方当事者に通知する必要がある時、相手方当事者に通知したことを証明できるよう、通知条項を契約条件に盛り込む必要がある。電子メールで通知する可能性があれば、通知条項にこれを明記すべきである。連絡方法の変更について、当事者に事前通知を義務付けることも必要である。

i. 完全合意条項

売買契約書のほかに覚書や合意書などが交わされ、メール等による売買契約書の内容に関する交渉があれば、誤解を避けるため完全合意条項を盛り込むべきである。

j. 不可抗力条項

中国では、ストライキは不可抗力に該当するか否か、意見が分かれている。不可抗力事由の列挙は、不可抗力条項の所在意義であり、自社の債務履行に影響を与えるような事由を不可抗力に列挙した方がよい。自社にストライキの発生確率が低い場合、不可抗力事由からストライキを除外した方がよい。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い工場を閉鎖するなどの理由で売買契約履行が難しくなる場合、新型コロナウイルス感染症を不可抗力事由として約定すべきである。

k. 正本言語条項

合弁契約は中国語版で作成し、中国の政府機関に提出する必要がある。中国語版のない外国語だけの契約書を提出しても、受理されない。二つ以上の言語で作成し、かつ外国語を正

本とする場合、その翻訳が正しいか否かを入念に確認する必要がある。

1. 準拠法条項

国内契約（契約当事者がすべて中国企業、中国企業には日本の中国現地法人を含む）の準拠法は中国法とすることが必須（日本法等の外国法にした場合は無効）である。涉外契約（契約当事者の一方が外国企業）では、中国国内で履行する中外合資経営企業契約、中外合作企業契約、中外合作自然資源探査・開発契約（「民法典」467条）、また労働者権益保護、食品または公共衛生安全、環境安全、外貨規制等金融安全、独占禁止、アンチダンピング等、中国の法律の強行規定にかかわる契約や、外国法を適用すると、中国の社会公共利益を損なってしまう契約（「涉外民事関係法律の適用法」4条、5条、「涉外民事関係法律の適用法」法律適用若干問題に関する最高人民法院の解釈（一）10条）も中国法を準拠法にしなければならないが、売買契約では、当事者間で外国法を準拠法として約定することができる。外国法を適用するとき、約定の内容は中国の法律、行政法規の強行規定に違反してはならず、また、中国の社会公共利益に違反してはならない。涉外契約では、準拠法を定める必要がある。定めない場合、中国で訴訟になれば、基本的に中国法を適用することになる。外国法を準拠法として約定しても、訴訟では、当事者が外国法の規定を中国の裁判所に説明しなければならない。説明できない場合、中国法が適用される。

m. 紛争解決条項（訴訟と仲裁の比較）

日本の裁判所の判決は中国で執行できないため、日本の裁判所を管轄裁判所とすることを避け、仲裁を選ぶことも考えられる。中国企業を訴える可能性が高い場合には中国を紛争解決地と定め、日本企業が訴えられる可能性が高い場合には日本を紛争解決地と定める。地方保護主義を避けるため、「契約締結地」の裁判所を管轄裁判所に指定することも可能である。訴訟か仲裁かそれぞれメリットとデメリットがあり、案件の詳細によって判断する必要があるが、一般的には仲裁のほうが無難といわれている。

内容	仲裁		裁判	
指名の可否	仲裁人1人を指名できる。		裁判官を指名できない。	
審理方式	非公開		原則として公開	
審級	一審終結		二審制	
審理期間	国内	涉外	国内	涉外
	仲裁機構による CIETACの場合 普通：4カ月 簡易：3カ月	仲裁機構による CIETACの場合 普通：6カ月 簡易：3カ月	一審：6カ月 二審：3カ月	制限なし

財産保全	直接措置が不可	自ら強制措置が可
費用	100 万円の場合（CIETAC）： 3 万 8,050 元（国内） 5 万円（渉外）	100 万円の場合： 1 万 3,800 元
弁護士費用 の賠償請求	可	通常は不可
国外証拠の 公証認証	通常は不要	必要

仲裁による紛争解決の場合、中国企業が申し立てるときは日本の仲裁機関に、日本企業が申し立てるときは中国の仲裁機関にという相互主義を採るとよい。中国で仲裁を行う場合、中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）がよく使われる。実務では、無効とされた仲裁合意が多いため、有効な仲裁合意を取り決めておくよう留意する必要がある。

	無効とされた仲裁合意	無効の理由
1	本契約書から生じるすべての紛争について、中国の法律に基づき中国の人民法院で審理し、または中国で仲裁を行う。	仲裁請求の意思表示がない。
2	本契約書に言及していない事項について、双方は友好的に協議して解決するものとする。解決できないときは、関係部門に付託し、仲裁を行うものとする。	仲裁委員会を選定していない。
3	本契約書の執行過程において紛争が生じたときは、双方は協議して解決するものとする。協議できないときは、中国の法律に基づき中国の仲裁機関が仲裁を行うものとする。	仲裁委員会を選定していない。
4	本契約書の執行過程に生じる紛争、または本契約書に関するすべての紛争について、双方は友好的な協議を通じて解決するものとする。協議できないときは、中国の仲裁機関で仲裁を行うことができ、また、ほかの仲裁機関で仲裁を行うこともできる。	仲裁委員会を選定していない。
5	契約書から生じる紛争について、甲乙双方は、協議して解決するものとする。協議できないときは、いずれの当事者も仲裁機関に調停もしくは仲裁を申し立てることができる、または法院に訴えを提起することができる。	仲裁請求の意思表示がない。
6	契約書にかかわる事項の履行から生じた紛争について、	仲裁委員会を選定し

	双方は協議して解決するものとし、協議して解決できないときは、中国の渉外契約書の仲裁機関が判断する。	ていない。
7	本契約書に関して、または本契約書の履行過程において発生したすべての紛争は、友好的な協議を通じて解決するものとする。解決できないときは、仲裁に付託するものとする。仲裁は、WTO 組織の中から売買双方が共同選択した中立国にて行うものとする。	仲裁委員会を選定していない。
8	本契約書に関し、または本契約の履行過程において発生したすべての紛争は、友好的な協議を通じて解決するものとする。解決できないときは、青島市経済貿易仲裁委員会に提出し、その仲裁規則に従い仲裁を行うものとする。	青島市経済貿易仲裁委員会という仲裁機関がない。
9	紛争が発生したときは、北京市の仲裁委員会で仲裁を行う。	北京市では複数の仲裁委員会があり、仲裁委員会を選定していない。

3. 担保取得の実務

(1) 中国の担保方法

中国の「民法典」には、①保証（合同編第 13 章）、②抵当（物権編第 17 章）、③質権設定（物権編第 18 編）、④留置（物権編第 19 章）、⑤手付金（合同編第 8 章）の五つの担保方法が定められている。上述⑤の手付金は、売買契約締結時に使われる担保方法であり、債権回収の場合ではこの制度を利用できない。また④の留置は、例えば債務者が債務を履行するまで債務者のために加工したものを引き渡さないといった特例な状況下しか適用できない担保方法である。従って、債権回収の際に実際よく利用されている担保方法は、①保証、②抵当、③質権設定の 3 種類になる。実務では、債務者に対しては抵当権・質権の 2 種類の担保権を利用でき、第三者に対しては保証・抵当権・質権の 3 種類の担保権を利用できる。

担保提供者	担保方法
債務者	抵当権
	質権
第三者	一般保証・連帯保証
	抵当権
	質権

担保権を多く設定した場合、担保権実行時の優先順位に留意すべきである。債務者および第三者から同時に担保権を取得した場合、特別な約定がなければ、債務者の設定した担保権を実行した後、完全に求償できなかった場合、初めて第三者の設定した担保権を実行することができる（「民法典」392条）。このような制限があるため、実務上、担保権実行の優先順位を明確に定めるか、第三者からの担保提供が確実であり債権をカバーできると判断したときには債務者から担保を取得しない対策を講じるべきである。これを怠ると、複数の担保権を設定したことにより、逆に損する場合がある。

（２）実務でよく利用されている担保方法

中国では、2007年10月1日施行の「物権法」で、担保物として利用できる範囲が拡大し、多彩な担保提供が可能となった。例えば、売掛債権に対する質権の設定、債務者による処分が認められる動産に対する浮動抵当権（日本の譲渡担保権に類似）の設定などが可能となっている。2021年1月1日施行の「民法典」は、「物権法」における担保に関する制度を引き継ぎ、いくつか細かい修正点はあるが、大きく変わっていない。

しかし、上述の担保方法では、担保物の特定が困難である上に担保権の実行が難しいため、実務において、それほど利用されていないのが現状である。実務では、以下のような従来からの担保方法がよく使われている。担保方法にかかわる法律上の規定が明確で利用しやすいことがその理由である。

	担保方法
1	土地所有権または建物に対する抵当権設定
2	設備等の動産に対する抵当権設定
3	自動車に対する抵当権設定または質権設定
4	出資持ち分に対する質権設定
5	保証人による連帯保証

（３）担保取得時の留意点

①先取特権制度がない

先取特権とは、債務者の資産の中から法定の担保物権の優先弁済を受けられる権利である。日本では複数の種類の先取特権が制定されているが、中国では先取特権制度が認められていない。中国において、建物については工事代金法定優先権といった特殊な法定の担保物権制度が定められている（「民法典」807条）。工事代金法定優先権とは建築工事の請負人が

当該建築の抵当権者より優先して弁済を受けられる権利のことである。実務では、工事代金が残っているため、抵当権を行使しても想定したほどの弁済を受けられず、抵当権設定者が抵当権者の審査不備を利用し、工事代金法定優先権を悪用して債務の支払いを逃れるケースも多々ある。このため、建物の抵当権を受けるときには、あらかじめ当該建築の工事代金の支払状況を調査する必要がある。具体的には、建物所有者に工事請負契約(そこから工事代金総額がわかる)や関連支払証憑を提出してもらうことが考えられるが、万全を期するため、建設会社に工事代金の全額および支払状況に関する説明書もあわせて提出してもらうべきである。

②担保提供者の社内承認

担保提供者の社内承認を受けたか否かを確認する必要がある。中国では、会社による担保提供行為が厳しく制限されており、董事長の一存で担保提供といったケースは認められていない。他者のために担保を提供するには、董事会決議か株主会決議といった社内承認手続きが義務付けられている（「会社法」16条1項）。具体的に董事会決議なのかそれとも株主会決議なのかは会社の定款の定めによるが、子会社が親会社（出資者）に担保提供する場合には、子会社の株主会決議を受けなければならない（「会社法」16条2項）。

【社内承認手続きを受けていない担保提供の法的効力】

「中華人民共和国会社法」第16条の規定により、第三者のために担保を提供する場合、董事会の承認を必要とする。株主のための担保提供になれば、董事会決議だけでは足りず、企業の最高権力機関である株主会の承認も必要である。また、特定の担保提供につき株主会の承認が必要と定款で定められている場合、株主会による決議を行う必要がある。

そこで、董事長の一存で担保提供や株主会の承認が必要にもかかわらず董事会の承認のみで提供した担保は法的効力を有するのか、さらには、担保権者として担保提供者の社内承認手続きの有無を確認する義務があるのかが大きな問題となる。

従前、これらの問題について、中国の法律規定は曖昧で、学説でも見解は分かれていた。裁判所においても統一した判断がなく、社内承認手続きを経していない担保提供は担保提供者の内部行為であり担保権者に対抗できないとしてこれを有効とする場合もあれば、承認手続きがなければ「会社法」に違反するとしてこれを無効とする場合もある。

一方、2019年11月公布の「全国裁判所民商事審判工作會議紀要」（「九民紀要」と呼ばれる）は、法定代表人による「会社法」16条に反する対外担保は、法定代表人の権限を超えるものであり、人民裁判所が、「契約法」50条に基づき、取引先の「善意」によって、契約効力の有無を判断すべきと明確にした。「善意」の認定については、担保

権者が担保提供者に社内承認手続きを受けた書類（董事会決議記録か株主会決議記録）の提出を求めることが重要である。

③ 公示手続きの遂行

担保を取得するため、所定の公示手続きを行う必要がある。これを怠ると、担保権が生じないどころか、第三者に対抗できないことになる。よく使われる担保方法の公示手続きと公示しなかった場合の結果を以下に紹介する。

	担保方法	公示手続き	非公示の場合
1	土地使用権に対する抵当権設定	政府土地管理部門での登記	担保権が生じない。
2	建物に対する抵当権設定	政府建物管理部門での登記	担保権が生じない。
3	設備等に対する動産の抵当権設定	政府市場監督管理部門での登記	第三者に対抗できない。
4	自動車に対する抵当権設定	政府交通管理部門での登記	第三者に対抗できない。
5	自動車に対する質権設定	政府交通管理部門での登記かつ自動車の引き渡し	第三者に対抗できない。
6	出資持ち分に対する質権設定	政府市場監督管理部門(有限公司の出資持ち分)または証券登記機関(株式会社の場合)での登記	第三者に対抗できない。

対外担保（担保権者が外国企業）の場合、以前は外貨管理部門での登記を行う必要があった。担保権を実行する際、外貨管理上、外貨の流出と流入が厳しく制限されていた。2014年6月1日施行の「クロスボーダー担保外貨管理規定」とその外貨管理操作ガイドラインにより、「内保外貸」（国内に登記した会社が、国外に登録した債権者と債務者との債務に担保を提供すること）と、「外保内貸」（国外に登録した会社が、国内に登録した債権者と債務者との債務に担保を提供すること）以外の方式の、クロスボーダー担保は外貨管理局での登記や届出の制限がなくなり、当事者の自己判断に委ねるようになった。

(4) 抵当契約の締結方法および留意点

① 抵当権設定不能な資産

不動産のほか、設備、自動車等にも抵当権を設定することができる。抵当権を設定できない資産に抵当権を設定しても抵当契約は無効である。このため、抵当権を設定するときには、当該資産が抵当権を設定できる資産か否かを確認する必要がある。

抵当権設定不能な資産（「民法典」399条）	
1	土地所有権
2	集団所有の土地使用権、法的規定により抵当できるものを除く（例えば、農村企業の抵当に入れられた建物がある土地の土地使用権に抵当権を設立できる。（「民法典」398条））
3	学校、幼稚園、病院等の公益を目的とする非営利法人の教育施設、医療施設またはほかの公益目的の施設
4	所有権、使用権が不明または争議がある資産
5	法に基づき差し押えられ、監督管理されている資産
6	法律、行政法規に規定された抵当権を設定できない資産

② 土地と建物は同時に処分しなければならない。

日本では、土地と建物を別々に処分することが認められているが、中国では土地と建物の同時処分が義務付けられている。つまり、建物に抵当権を設定する場合、当事者間で約定がなくても、当該建物が占有する範囲内の土地使用権にもあわせて抵当権が設定されることとなり、土地使用権に抵当権を設定する場合、当該土地にある建物が同時に抵当権設定されることになる（「民法典」397条）。

しかし、実際に土地使用権に抵当権を設定する場合、土地の政府管理部門（国土資源局）で抵当権設定の登記を行うが、必ずしも同時に建物の政府管理部門（房管局）で建物の抵当権設定の登記を行うとは限らない。そのため、十分な調査を行わず、当該建物の抵当権を設定してしまうと、既に建物には別の抵当権が発生しており、当該抵当権が2番手抵当権となるために大きな損害を被ることになる。

従って、建物の抵当権を取得する場合、当該建物が所在する土地の使用権に既に抵当権が設定されていないかを土地管理部門に行って調査する必要がある、土地使用権の抵当権を取得する場合、当該土地に建てられている建物に既に抵当権が設定されていないかを房地產管理局に行って調査する必要がある。

土地所有権設定後の新築建築は抵当の範囲に該当せず、そこから優先して弁済を受けることはできない。（「民法典」417条）

③記載事項

「民法典」400条の規定により、抵当権を設定するには、当事者が書面による抵当契約を締結しなければならない。また、抵当契約には以下の条項を約定しなければならない。

- a.担保される主債権の種類および金額
- b.債務者の債務履行期間
- c.抵当対象物の名称、数量など（※通常は品質、状況、所在地、所有権帰属または使用権帰属なども必要）
- d.抵当の担保範囲

④抵当契約の発効は抵当権の取得にはならない

完全な抵当権を取得するには、政府登記部門で抵当契約の登記を行う必要がある。抵当契約の政府登記部門は抵当対象物によって異なる。

抵当物	抵当契約の発効	抵当権取得	登記機関
建物およびそのほかの地上定着物	契約締結時	登記時	建設委員会
建設用地使用权	契約締結時	登記時	国土資源局
入札、競売または公開協議により取得した荒地の土地請負経営権	契約締結時	登記時	国土資源局
生産設備、原材料、半製品、製品	契約締結時	担保契約発効時 （登記しないと善意の第三者に対抗できない。）	市場監督管理局
建設中の建造物	契約締結時	登記時	建設委員会
建造中の船舶、航空機	契約締結時	担保契約発効時 （登記しないと善意の第三者に対抗できない。）	交通局
交通輸送ツール	契約締結時	担保契約発効時 （登記しないと善意の第三者に対抗できない。）	交通局

（５）質権設定契約の締結および留意点

設備等の動産のほか、出資持ち分権等の権利に質権を設定することができる。

実務において、出資持ち分権に対して質権を設定することが多いが、以下の状況に該当する場合、出資持ち分権の質権設定が認められていない。株式会社の発起人は会社設立日および上場日から１年以内にその株式を質物に入れることができない。

また、株式会社の董事、監事、高級管理職は会社上場日から１年以内にその株式を質物に入れることができず、在任期間中に質物に入れられる株式は全数の２５％を超えてはならず、また離任後６カ月以内に保有する株式を質物に入れてはならない。

質権設定契約は締結時から発効するが、質権の発効には、動産の場合は動産の引き渡しを受ける必要があり、出資持ち分権等の権利の場合は政府機関で登記を行う必要がある。

（６）保証契約の締結および留意点

中国で用いられる保証は、日本と同様、一般保証と連帯保証の２種類がある。連帯保証とは、債務者が債務履行期間満了時に、債務者に対する訴訟または仲裁を経る必要はなく、直接保証人に対して弁済を求めることができる保証のことを指す（「民法典」６８８条）。一般保証の場合では、担保権者が先に債務者の責任を追及し、あらかじめ訴訟または仲裁を経て債務者の資産に対し強制執行を行い、これをもってしても弁済を受けられない場合において、初めて一般保証人の保証責任が追及できるものである（「民法典」６８７条）。実務では、債務者の資産に対して強制執行を行う場合、まず訴訟または仲裁を提起する必要がある、一般保証人の保証責任を追及するのは極めて難しいというのが実情である。従って、一般保証はあまり意味のない担保だと言っても過言ではない。このことから、保証を受ける場合は、できる限り連帯保証を受けるべきである。特に「民法典」では、「担保法」における保証の内容を吸収し、契約編の代表的な契約として保証契約が追加されている。「民法典」では、「担保法」における保証方式の推定を変更し、約定なしまたは約定不明の場合、保証人は一般保証責任を負うべきであると定めている（「民法典」６８６条）ので、保証契約で保証方式を明記することは非常に重要である。

機関法人や公益のため設立する非営利法人および非法人団体など、保証人になれない者がいる。

保証契約には記載しなければならない事項がある。一般的に主債権の種類、数額、債務人の履行期間、保証の方式、範囲および保証期間を含む（「民法典」６８４条）。保証契約を作成

するとき、保証期間等の明記が重要である。保証期間に連帯責任保証の債権者が保証人に対して保証責任を追及しなかった場合、保証人の保証責任は免除される（「民法典」693条）。また、前出のとおり企業が連帯保証人である場合、保証提供について社内手続きを受けているか否かについて確認する必要がある。

（７）対外担保の留意点

中国企業が日本企業に担保を提供するとき、当該担保は「対外担保」と呼ばれ、以前は外貨管理上さまざまな制限があったが、2014年6月1日以降、前出のとおりこれらの制限が原則として撤廃され、日本企業は自由に中国企業から担保提供を受けることができるようになった。また、日本企業の中国現地法人は当該親会社である日本企業から担保提供を受けることも可能である。

（８）反復継続取引時の根担保取得

中国も根抵当、根質、根保証制度があり、実務では、根保証がよく使われている。根保証は通常の担保と異なり、これを取得するにあたり、通常の担保取得時の留意点だけでなく、以下の点についても留意する必要がある。

①最高額の設定

発生する主債務契約の債権総額をあらかじめ予測し、これに基づき根保証契約での最高額を設定する必要がある。最高額を設定した後、当事者間で合意すれば最高額を修正することが可能だが、修正する前は根保証人が最高額の限度内でしか保証義務を負わないため、主債務契約書を締結し履行する際、常に最高額を意識した上で主債務の合計金額を抑える必要がある。

②根保証保証期間設定

根保証契約書を作成する際、根保証の保証期間を明確に設定する必要がある。根保証の保証期間を設定せずまたは設定が明確でない場合、さらに主債務契約の債務弁済期間に関する約定がない場合、保証期間は当該債務弁済期間の満了日から起算して6カ月間とされ、また、債務弁済期間に関する約定がない場合、保証期間は債権者が債務人の履行緩和期間満了日から起算して6カ月間とされている（「民法典」692条）。

③根保証人に関する信用調査

根保証を取得する際に、根保証人について信用を調査する必要があることはいうまでもない。根保証は主債務契約の取引が継続する限り続けていくため、その期間が長く伸びる場合がある。この場合、引き続きその信用を調査する必要がある。

Ⅲ. 管理編—契約履行段階での債権管理

1. 債権回収に役立つ社内管理制度の構築

会社での債権回収の主役は審査・法務部門だと思っている人が多いと思うが、実際は営業部門である。その理由は、いつ債権が発生したのか、いくら発生したのか、取引先が支払ってくれるのか、なぜ支払わないのかなどについて、審査・法務部門よりも、日々取引先と接触している営業部門の方が良く知っているためである。

債権回収がうまくできていない企業は、債権回収に関する社内制度をきちんと構築していない場合が多々見受けられる。そのため、支払期限前からの催促の実施、支払遅れの取引先に対する支払催促の実施、またいくら催促し協議しても支払わない取引先に対し法的手段の行使などの売掛金の回収プロセスを制度化するとともに、売掛金の回収責任者を追及できる社内債権回収管理制度を構築する必要がある。

2. 与信管理の手順

(1) 与信管理の具体的な方法

①売掛金金額の把握

契約履行段階での売掛金金額の把握は、与信管理の第一歩といえる。営業担当者と経理部門またはその他の関連部門が定期的に帳簿による確認を行い、力を合わせて売掛金金額を把握する必要がある。

②入金の確認

経理部門が日々の入金状況を確認し、売掛金が期日どおりに入金されなかった場合、経理部門がただちに営業担当者に連絡し、取引先に対し支払催促を行うようにする。この場合、営業担当者は速やかに電話など適切な手段を使って取引先担当者に連絡すべきである。

③債権債務確認書の送付

営業部門担当者が電話で催促を行っても、取引先が依然として支払おうとしなかった場合、債権の存在を確認するために、書面による債権債務存在確認書を取引先に送付し、捺印署名を求める必要がある。このような通知は、訴訟になった際、時効中断の効果をもたらす。実務において、債権債務確認書のほか、取引先に売買代金返済計画書を提出してもらうことも、同様の法的効果がある。

④取引に関する証拠収集

取引するとき、訴訟による債権回収の可能性があると常に意識する必要がある。そのため、日常的に、取引に関するすべての証拠を保管すべきである。まずは、可能な限り書面による連絡の証拠を保存すべきであり、例えば、協議書、署名された議事録等の書類、またメール、WeChat 等のデータを証拠として保存することが望ましい。また、電話による交渉を行う際、録音機能を活用するのも重要である。郵送（EMS）する場合、送付先による署名の「受取署名証明」を取り付けることも重要である。

（２）信用不安情報の入手方法

取引開始前の取引先の調査は必要不可欠だが、取引売買契約締結後も取引先に関する信用情報などを定期的に収集することが非常に重要である。調査の方法として、取引開始前の場合と同様、①独自調査、②信用調査会社による調査、③弁護士による調査という三つの方法が考えられる。

実務において、取引先の最新情報を入手するためによく使われているのは取引先を定期的に訪問する方法である。また、取引先の重要幹部との間に相談できる人間関係を確立できれば、当該重要幹部から直接信用不安情報を収集することが可能となる。さらに、取引先の取引銀行の担当者と親しくなれば、当該担当者から定期的に信用不安情報を収集することも考えられる。信用不安情報を入手したら、取引中止か継続かについて審査・法務等の関連部門と共に検討する。

（３）売掛金の支払催促方法

①売掛金の支払いは支払期限前から催促すべき

取引先から銀行を通じて自社に送金するとき、例えば中国国内の場合、送金から実際入金するまで通常１、２日かかる。従って、取引先は支払期限までに送金できるか否かについて支払期限の１、２日前に既に分かっているはずである。特に取引先が小企業である場合、送金を忘れる恐れもあるため、この事前送金確認は非常に重要である。

②支払期限以降の催促方法

支払期限以降の催促は、①電話による催促、②取引先への訪問による催促、③書面による催促、などの方法がある。催促は、最初は電話で済ますことが多いが、数回の電話催促を行っても効果がなければ、取引先を訪ね、支払遅延の理由を聞く必要がある。

この場合、当該取引の担当営業部員だけで取引先を訪ねるのもよいが、債権金額が大きい場合または重要な取引先である場合は、営業部長か総経理自ら訪ねることも考えるべきで

ある。取引先への訪問による催促は非常に重要である。これにより、取引先の実際の雰囲気
を直接に感じられる上、自分の目で取引先の状況などを確認でき、取引先の支払遅延理由に
筋が通っているか判断しやすくなるためである。

③書面による催促方法

取引先を何度訪ねても債権回収できない場合、書面による催促に踏み切るべきである。ま
た、この場合、訴訟または仲裁による解決の可能性があることを念頭に入れて、催促の書面
を証拠として慎重に保管する必要がある。書面による催促の場合、電子メールでもよいのが、
自社の債権催促の意志を強めるには、催促（督促）状といった正式な書簡をファックスの上、
取引先に郵送した方が確実である。それでも効果がなければ、弁護士による弁護士署名の催
促状（いわゆる弁護士レター）を送付することが考えられる。

④催促（督促）状の送付方法

催促状を取引先に送付したことを証明できるように、実務では、ファックスで催促状を発
送した後、郵便局等を通じて書留で催促状を送付することがよくある。

実務において、取引先が催促状の受領を拒否するケースもある。この場合、時効を中断さ
せるため債務履行に関する通知を行ったことを証明する目的で、公証人に催促状の送付事
実を公証してもらう必要がある。なお、取引先がそれでも支払に応じない場合は、この段階
で交渉による債権回収は困難と判断できるため、次の手段として訴訟・仲裁等の法的手段を
講じるか検討する。

3. 時効管理

（1）中国の時効期間

請求権の行使は時効期間内で行う必要がある。時効は、権利が侵害されたと知った日、ま
たは知りうる日から起算し、最長で 20 年を超えないものとする（「民法典」188 条）。なお、
「権利が侵害されたと知った日、または 知りうる日」の判断基準はケースバイケースで判
断する必要があるが、売買契約の場合、約定した商品代金の支払期限がこれに該当する。

中国では、紛争の対象事案によって時効期間が異なる。時効期間は原則として 3 年（「民
法典」188 条）、例外として国際売買契約にかかわる賠償請求および技術ライセンス契約に
かかわる賠償請求は 4 年となっている（「民法典」594 条）。

（2）時効の中断方法

時効中断方法は複数ある。日本では、債務者に少額でも一括して支払わせる方法がよく使

われているが、中国では実務において以下の順番で時効の中断策を講じていることができる。

	方法	具体例
1	債務者が債務履行に同意（日本法と同様）	● 分割払いを承諾した。 ● 債務の一部を履行した。 ● 担保を提供した。 ● 履行延期を求めた。 ● 返済計画を提出した。
2	債権者が債務履行を要求（日本法より広義）	● 債務履行を要求する書類を手渡した。 ● 債務履行の書簡または電子メールを送付した。 ● 裁判所に訴訟を提起した。 ● 仲裁機関に仲裁を申し立てた。 ● 裁判所に支払督促命令（中国語：支付令）の発行を申し立てた。 ● 裁判所に取引先の破産を申し立てた。 ● 裁判所に訴訟前の資産保全を申し立てた。 ● 訴訟参加を申し立てた。 ● 債務者が消息不明になった場合、全国レベルまたは債務者所在地の省レベルの新聞紙で権利を主張する公告を行った。 ● 人民調解委員会に保護を求めた。 ● 法に基づき紛争解決の権限を有する国家機関、事業団体、社会团体等の社会組織に保護を求めた。 ● 公安機関、人民検察院、人民法院に保護を求めた。

実務では、債務者による債務履行計画書の提出が一番よく使われている。債務者がこれを拒否するのであれば、公証を受けた速達通知を発送する方法が考えられる。債務者が逃げ回り、郵便物の受領を拒否した場合、裁判所に申し立てることも考えられる。

（３）時効期間満了後の救済策

時効が満了すれば債権者は勝訴権を失うことになる。債権者が勝訴権を失うと、法律上、債権があるにもかかわらず、裁判所から債務者に対して債務履行を命じる判決を受けられなくなる。

しかし、時効期間が満了しても、債務者が時効の満了に気付かなければ、債務の返済に関する交渉において、債務返済計画書または債務返済覚書等の書面に署名してもらえば挽回できる場合もある。

IV. 解決編—問題発生時、法的措置のポイント

1. 資産調査 — 訴訟・仲裁を提起する前の対応策

訴訟または仲裁を提起する前に、債務者に執行対象となる資産があるか否かを調査する必要があり、資産を隠匿する恐れがある債務者であれば、その資産を仮差し押さえる必要がある。資産調査の結果、十分な資産がなければ費用対効果の面から訴訟を断念する会社が多い。また、逆に十分な資産があれば資産保全を申し立てる会社が多い。

(1) 債務者の銀行預金残高に関する調査

債務者の銀行口座に預金があれば、勝訴した後、ただちに裁判所に対し債務者の銀行預金から勝訴金額相当分の金員を振り替えてもらうよう申し立てることができる。銀行預金は建造物や設備と異なり現金化する必要がなく、債務者の資産のなかでもっとも執行しやすいものであるため、債務者の資産の差し押さえにあたり、まずその銀行預金を差し押さえるべきである。

(2) 債務者の建造物の有無および抵当権設定の有無に関する調査

中国の建物登記を所轄する政府部門は、建物所在地の区レベルの不動産登記センターである。ただし、登記資料は誰でも閲覧できるものではない。現在のところ、建物の権利者および利害関係者だけが登記資料を閲覧できるとしている。

これまで、多くの建設部門は法的根拠がないことを理由に、一般企業または個人による調査要請を拒否してきた。「不動産登記資料調査暫定弁法」が2018年3月2日に施行され、建物の登記情報の調査方法が明確化されたが、現状では、訴訟提起の書類を提出しないと、地方によっては依然として調査に応じてくれないケースが多々ある。

(3) 債務者の土地所有権の有無および抵当権設定の有無の調査

中国の土地所有権登記を所轄する政府部門は、土地所在地の区レベルの不動産登記センターである。現在までのところ、土地の権利者および利害関係者のみが登記資料を閲覧できる。土地の登記資料は、①土地所有権に関するオリジナル登記資料、②土地登記簿等不動産登記結果資料の2種類からなる。

土地所在地の区レベルの不動産登記センターが自発的に土地所有権の登記情報の調査作業に対応することが一般的である。前項(2)と同様に、現状では、訴訟提起の書類を提出

しないと、調査に応じてくれないケースが多々ある。

（４）債務者が所有している設備等、動産の有無および抵当権設定の有無に関する調査

中国では、設備等の動産に関する公示制度がないため、債務者にどの程度の設備があるのか、契約締結時または取引中に現場調査し、あらかじめ自分の目でおおまかに確認する必要がある。しかし、実務上、債務者の敷地内にめばしい設備があっても、それが債務者のものとは限らない。とりあえず裁判所を通して仮差し押さえを行い、設備の所有者または抵当権者から異議申し立てを受けてから、そこで初めて確認するケースもある。従って、安全を期するために、あらかじめ債務者の貸借対照表を取り寄せて設備が債務者のものか否か、およびその大体の価値を確認することが望ましい。なお、貸借対照表の取り寄せ方法として、契約締結時または取引中に債務者から提出してもらう場合もあるが、弁護士を起用し市場監督管理部門にある債務者の工商登記情報からこれを取り寄せる場合もある。

（５）中国の調査会社の活用

実務上、調査会社に債務者の銀行口座情報(特に預金残高)に関する調査を依頼するケースもよくある。

調査会社を利用する場合、債権者があらかじめその保有する債務者の口座情報を調査会社に知らせるが、このとき調査会社は独自の人脈を使って、当該銀行の担当者から秘密裏に債務者の預金残高を聞き出す場合がある。

調査会社のこのような口座情報調査方法は、中国の法律に違反している懸念がある。もっとも、調査会社が債務者の責任者の素行および所在等の関連情報を調査することは違法ではない。従って、債権回収の場面で、調査会社を利用し、債務者の責任者の関連情報を収集してもらうことができる。ただし、「民法典」には、プライバシー権利と個人情報保護が人格権として定められており、調査会社がプライバシー権利を侵害していないかおよび個人情報の取り扱いに注意する必要がある。調査会社に委託する場合、調査会社との契約に、プライバシー権利および個人情報保護への注意と責任を明記する必要がある。

２．資産の保全—債務履行の促進

（１）資産保全とは

訴訟が提起された後、債務者が敗訴する可能性を考えて、その資産を処分、移転あるいは隠匿することがよくある。債務者がその資産を移転したり隠匿したりする可能性があれば、

訴訟を提起する前にその資産を保全する措置を講じる必要がある。

保全措置を行うと、勝訴した際に執行可能な資産を確保できるだけでなく、債務者がその保全された資産を自由に運用できないので、債務者に大きなプレッシャーをかけることができる。何よりも重要なのは、敗訴する恐れが強いと債務者自らが判断した場合、資産が保全され強制執行されるリスクを避けるため、積極的に債務の履行に応じる可能性がある。

（２）保全方法と保全措置

債務者の資産を保全する方法は、①訴訟中保全、②訴訟前保全の２種類がある。

	申立時間	申し立てられる条件	担保提供	裁定
① 訴訟中保全	受理後、判決前	(1) 給付事件（注１） (2) 相手方当事者の行為またはそのほかの原因により、判決が執行不能または執行困難がもたらされる可能性がある。	裁判所の裁量権	緊急の場合は48 時間以内に下す。
② 訴訟前保全	提訴前	(1) 給付事件 (2) 債権債務関係が明確 (3) 急を要するため、ただちに資産の保全を申し立てないと、その合法的な権利に挽回できない損失をもたらす可能性がある。	必須	48 時間以内に下す。

注１：給付事件とは金銭または物の給付を請求内容とする訴訟案件を指す。

保全の目的物により保全措置が異なり、現在は主に、封印、仮差押、凍結の３種類の保全措置がよく使われている。

債務者の資産がすべて保全できるとは限らない。保全は訴訟の請求範囲内または係争財物に限られる。保全期間は、銀行預金は６カ月、動産は１年、不動産は２年、出資持ち分権等の資産権は２年となる。また、現金化しやすい資産から保全の優先順位をあらかじめ立てる必要がある。すなわち、銀行預金、建物、土地使用权、自動車、機械設備の優先順位となる。

（３）保全費用

保全を申し立てるときには、申立人が裁判所に保全申立費用を納付する必要がある。申立費用は保全資産の金額に応じるが、1,000 人民元未満の部分は 30 人民元、1,000 人民元～

10 万人民元の部分はその 1%、10 万人民元以上の部分はその 0.5%、ただし最高 5,000 人民元を超えないものとする（訴訟費用納付弁法 14 条）。

（４）裁判所への担保提供

保全を申し立てる際に担保提供が必要である。保全の申立費用は前記のようにそれほど高くない。むしろ申立人の負担になるのは、この保全の申立費用ではなく、保全にかかわる担保提供である。これは資産保全により債務者に損害をもたらした場合に備える損害賠償金の意味合いがあり、訴訟前保全を申し立てるとき、申立人が裁判所に保全資産の価値に相当する担保を提供しなければならない。また、訴訟中保全を申し立てる場合、保全金額の 30%の範囲内で担保を提供する必要がある。

実務では、担保提供の負担が大きいため、保全の申立を断念するケースは少なくない。担保提供方法は、申立人による現金・不動産に対する抵当権設定、銀行または担保提供会社による保証等が認められている。

（５）その他留意点

保全対象は、債務者の資産であり、債務者の出資者または債務者の董事や総経理など高級管理者の個人資産に対する保全の申立は原則として認められない。また、実務上、保全を申し立てる債権者は、裁判所に保全対象となる債務者の資産に関する情報を提供する必要がある。その資産情報の収集は、前出の債務者情報などの調査方法と基本的に同様である。

３．訴訟提起

（１）訴訟提起前の準備事項

訴訟を提起する前に、通常以下の準備作業を行う必要がある。

①債務者に対する資産調査および資産保全

債務者が小規模企業の場合、または資産を隠匿する恐れがあれば、前項 1 のとおり起訴する前にその資産を調査し、場合によっては裁判所に訴訟前の資産保全を申し立てる必要がある。

②管轄裁判所を確定する

中国の裁判所は、最高人民法院、高級人民法院、中級人民法院、基層人民法院の4級に分けられる。しかし、中国の一審裁判所は、基本的に係争金額により決定される。例えば北京市では、訴訟当事者がいずれも北京市にいて、係争金額が1億人民元未満の場合は基層人民法院、1億人民元以上5億人民元未満の場合は中級人民法院、5億人民元以上の場合は高級人民法院がそれぞれ一審裁判所となる。一方、渉外訴訟等のような当事者のどちらか一方が北京市におらず、係争金額が3,000万人民元未満の場合は基層人民法院、3,000万人民元以上3億人民元未満の場合は中級人民法院、3億人民元以上の場合は高級人民法院がそれぞれ一審裁判所となる。

③訴訟のための関連証拠の収集

債務の存在を証明する関連証拠をあらかじめ収集し、またどの段階でどのような証拠を提出すべきか、事前に戦略を立てる必要がある。

④日本における証拠に関する公証人による認証手続きの遂行

日本における証拠(例えば、「委任状」「法定代表者証明」「外国送金申込書兼告知書」など)の場合、証拠としての法的効力を付与するには、(1)日本の公証人役場の認証、(2)日本の法務局の証明、(3)日本の外務省の証明、(4)中国駐日領事館の認証を受ける必要がある。なお、日本企業の身分証明書にあたる「現在事項全部証明書」は、(1)公証人役場の認証を経る必要がなく、(2)(3)(4)の手続きのみが必要となる。

⑤外国語書類の翻訳

裁判所に提出する書類の中に外国語のものがあれば、提出者があらかじめ裁判所が指定した翻訳会社で翻訳をしてもらわなければならない。また、中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)での仲裁の場合、当事者自らによる翻訳が可能である。そういう意味で、裁判所の手続きは仲裁より厳しいといえる。

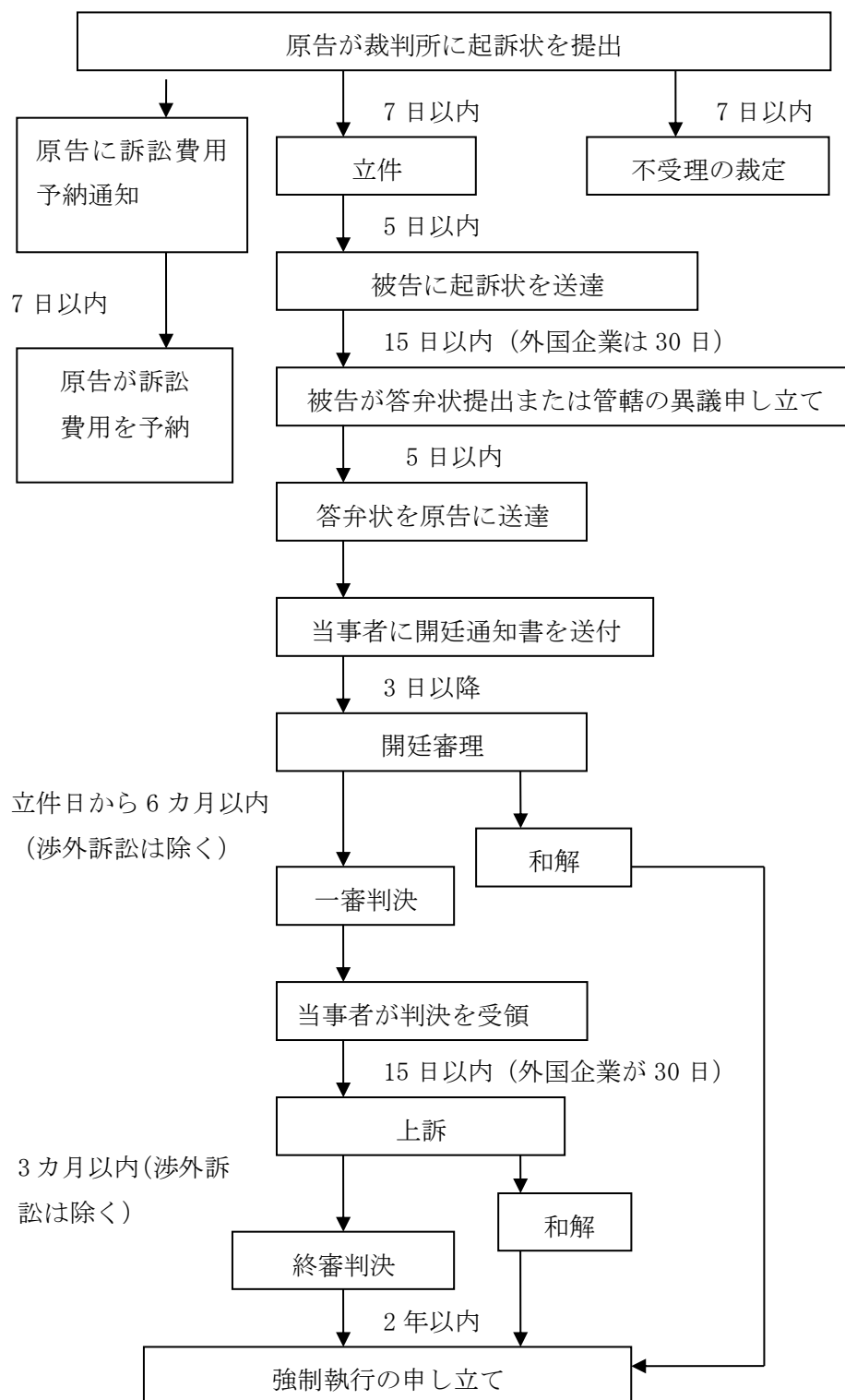
⑥起訴状を作成

以下の事項を記載した起訴状を作成する。裁判所が原本を1部保有するため、被告が1人である場合は起訴状を2部作成し、被告が1人増えるごとに1部を追加作成する必要がある。

- a. 当事者の名称、住所、法定代表者の氏名、役職
- b. 訴訟請求およびその根拠とする事実、理由
- c. 証拠および証拠の出所、証人の名前と住所

(2) 訴訟手続きの流れ

【訴訟手続きのフローチャート】



（３）訴訟の所要期間

日本の三審終審制に対して、中国では二審終審制で、かつそれぞれ審級において法定の審理期間が定められている。

一審の場合、裁判所が立件日から 6 カ月以内に、判決を下す必要がある。特別な理由があれば、当該裁判所の院長の認可を受け 6 カ月間延長することができる。さらに、延長する必要がある場合、上級裁判所の認可が必要である。

二審の場合、裁判所が立件日から 3 カ月以内に判決を下す必要がある。特別な理由があれば、二審裁判所の院長に認可してもらうことを条件に延長することができる。

これにより、最長でも 9 カ月間で審理が終わることになる。しかし、ここで留意しなければならないのは、上記審理期間はすべての当事者が中国企業である中国国内訴訟にしか適用せず、外国当事者が入る涉外訴訟は、上記審理期間の制限を受けない。また、実務において、国内訴訟であっても、裁判所がたまっている案件が多いため案件受理までかなり時間がかかり、訴訟審理中も簡単にいわゆる「特別な理由」により、訴訟期間が長く伸びるケースが多々ある。

（４）訴訟に係る合理的費用の負担

勝訴したとき、勝訴者が訴訟のために支出した弁護士費用、調査費用等の合理的な費用を敗訴者に負担してもらえるか否かについて、中国の一部の法律規定は曖昧である。例えば、「不正競争防止法」17 条では、不正競争を行った経営者は権利の侵害を被った経営者による権利侵害行為に関する調査のために支出した合理的な費用を負担しなければならないと定めている。また「著作権法」49 条では、権利侵害者が支払うべき賠償金額には権利者の権利侵害行為の制止に支出した合理的な費用も含まれると定めている。しかし、訴訟において一番重要である民事訴訟法ではこの問題を明確にしていない。

実務では、不正競争事件または著作権侵害事件で敗訴者に勝訴者の支出した弁護士費用の負担を命じた判例があるが、これ以外の事件において、ほとんどの裁判所は法定根拠がないとして弁護士費用をそれぞれの当事者に負担させるとの判断を下している。よって、債権回収の場合、現段階では、勝訴者が自らその支出した弁護士費用を負担する必要がある。

4. 仲裁の申し立て

(1) 仲裁申し立て前の準備事項

①仲裁合意の有無とその法的効力の確認

前出のとおり、仲裁を申し立てる前に、まず仲裁合意の有無およびその法的効力について判断する必要がある。仲裁合意がなければ、紛争解決手段は訴訟に絞られるが、仲裁合意があればただちに仲裁を申し立てられるというわけでもない。その仲裁合意が有効かどうかは重要である。有効な仲裁合意とするためには、a.仲裁請求の意思表示、b.仲裁事項およびc.選任した仲裁委員会という三つの要件が明記されている必要がある(仲裁法 16 条)。

②関連証拠の収集

債務の存在を証明する関連証拠をあらかじめ収集し、どの段階でどのような証拠を提出すべきか、事前に戦略を立てる必要がある。

③外国の証拠に関する公証人による認証手続き

外国の証拠(たとえば、「委任状」「法定代表人証明」「外国送金申込書兼告知書」など)について、訴訟のように公証人による認証手続きを行わなければならないとの制限はなく、仲裁機構によるところがあるが、当事者の身分証明(「現在事項全部証明書」)は公証認証することが要求されるケースが多い。

④外国語書類の取扱い

外国語書類の場合、原則として翻訳する必要がある。訴訟提起の際に裁判所に提出する外国語書類とは異なり、翻訳会社で翻訳しなければならないとの制限はない。よって申立人が自ら翻訳することができる。なお、翻訳の正確性について被申立人が異議を申し立て、仲裁廷もその正確性を判断できない場合、議論のある部分については翻訳会社に翻訳してもらうことになる。

⑤債務者の資産調査および資産保全

債務者が小規模企業、または資産を隠匿する恐れがある場合、仲裁を申し立てる前にその資産を調査し、また必要に応じて仲裁機関を通じて資産所在地の裁判所に資産保全を申し立てる必要がある。

⑥仲裁人候補者に関する調査

仲裁の申し立てが受理されると、申立人が 15 日以内に仲裁人を選任しなければならない。仲裁人の選任は勝訴か敗訴にかかわる非常に重要な要素である。特に、法律上の規定が不

明確で学者の意見が相違する法的問題点においては、自分の主張を認める観点を持つ仲裁人を選任すれば、勝訴に傾く可能性が高くなる。このため、案件によって仲裁を申し立てる前にあらかじめ時間をかけて紛争事件に対する仲裁人の意見を調査する必要がある。

⑦仲裁申立書の作成

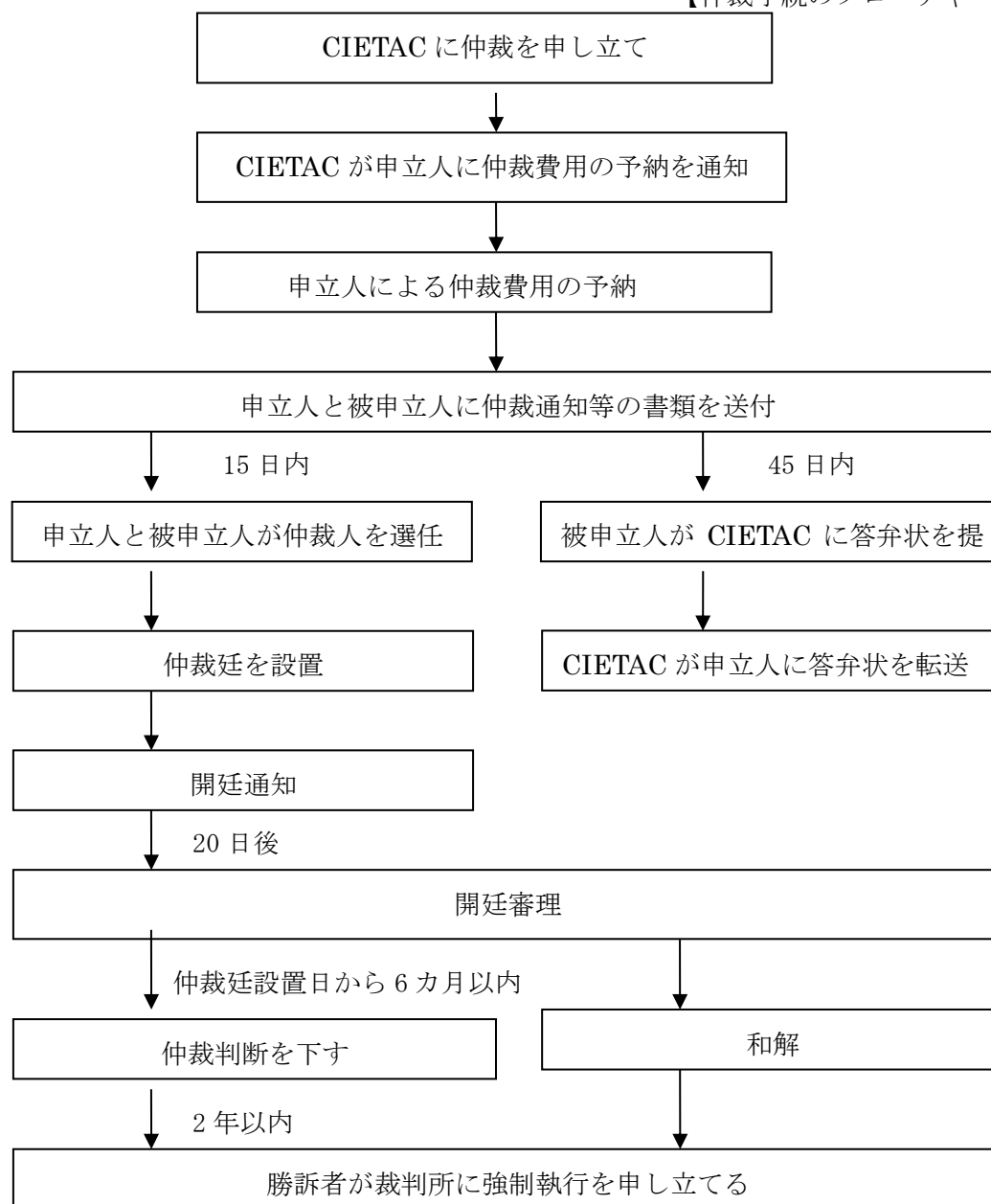
申立人またはその代理人は、仲裁申立書を 1 式 5 部作成して、仲裁機関に提出する。仲裁申立書には、以下の内容を明記しなければならない。

- a. 申立人および被申立人の名称および住所。これには郵便番号、電話番号等が含まれる。
- b. 仲裁申し立ての根拠となる仲裁合意
- c. 事件の内容および紛争の要点
- d. 申立人の仲裁請求
- e. 仲裁請求の根拠となる事実および理由

また、請求の根拠となる事実に関する証明書類も添付する必要がある。証明書類すなわち証拠の提出締切日は、一般的には開廷後に仲裁廷が当事者と協議した上で決定されるが、当事者が提出締切日までに証拠を提出しなければ、その後提出できなくなる恐れがあるため、この点に留意する必要がある。

(2) 仲裁申し立ての流れ

【仲裁手続のフローチャート】



(3) 仲裁人の選任方法（CIETAC を例として）

裁判の場合、裁判官を選任することはできないが、仲裁の場合、仲裁人を選任することができる。仲裁においては、仲裁人の選任が非常に重要であり、仲裁人の選任が勝敗の決め手になる可能性がある。

仲裁廷は簡易仲裁と普通仲裁からなり、前者の場合は 1 人の仲裁人となり、後者の場合は 3 人の仲裁人となる。当事者間で特別に簡易仲裁を指定しなければ、普通仲裁となり、実務上、ほとんどの仲裁が 3 人の仲裁人からなる普通仲裁である。3 人の仲裁人の場合、申立人と被申立人がそれぞれ 1 人の仲裁人を選任することができる。そのプロセスは以下のとおりである。

CIETAC が申立人および被申立人に仲裁通知書を送付するとともに、仲裁人名簿を添付する。申立人および被申立人が仲裁通知書を受領してから 15 日以内にそれぞれ選任した 1 人の仲裁人を CIETAC に通知する。この場合、CIETAC の仲裁人名簿から仲裁人を選任することになるが、申立人と被申立人との間に特約があれば名簿以外の者を選任することもできる。後者の場合、CIETAC が当該者の仲裁人としての資格を審査する必要が生じるため、実務上、ほとんど仲裁人名簿から仲裁人を選任している。

（４）仲裁の所要期間

仲裁廷は、仲裁廷が構成された日から 6 カ月以内に仲裁判断書を作成しなければならない。なお、仲裁廷の要求を受けて、仲裁委員会主任が正当な理由および必要性があると認めた場合、当該期間を延長することができる。

CIETAC は国際競争力を高めるため、審理期間を 9～6 カ月に短縮するなど、一連の改革を行い、現在、それほど複雑でない仲裁事件なら 6 カ月以内に仲裁判断が下される。仲裁は一審終審となり、仲裁判断が下されるとただちに発効する。迅速に問題を解決できるため、訴訟より有利といえる。

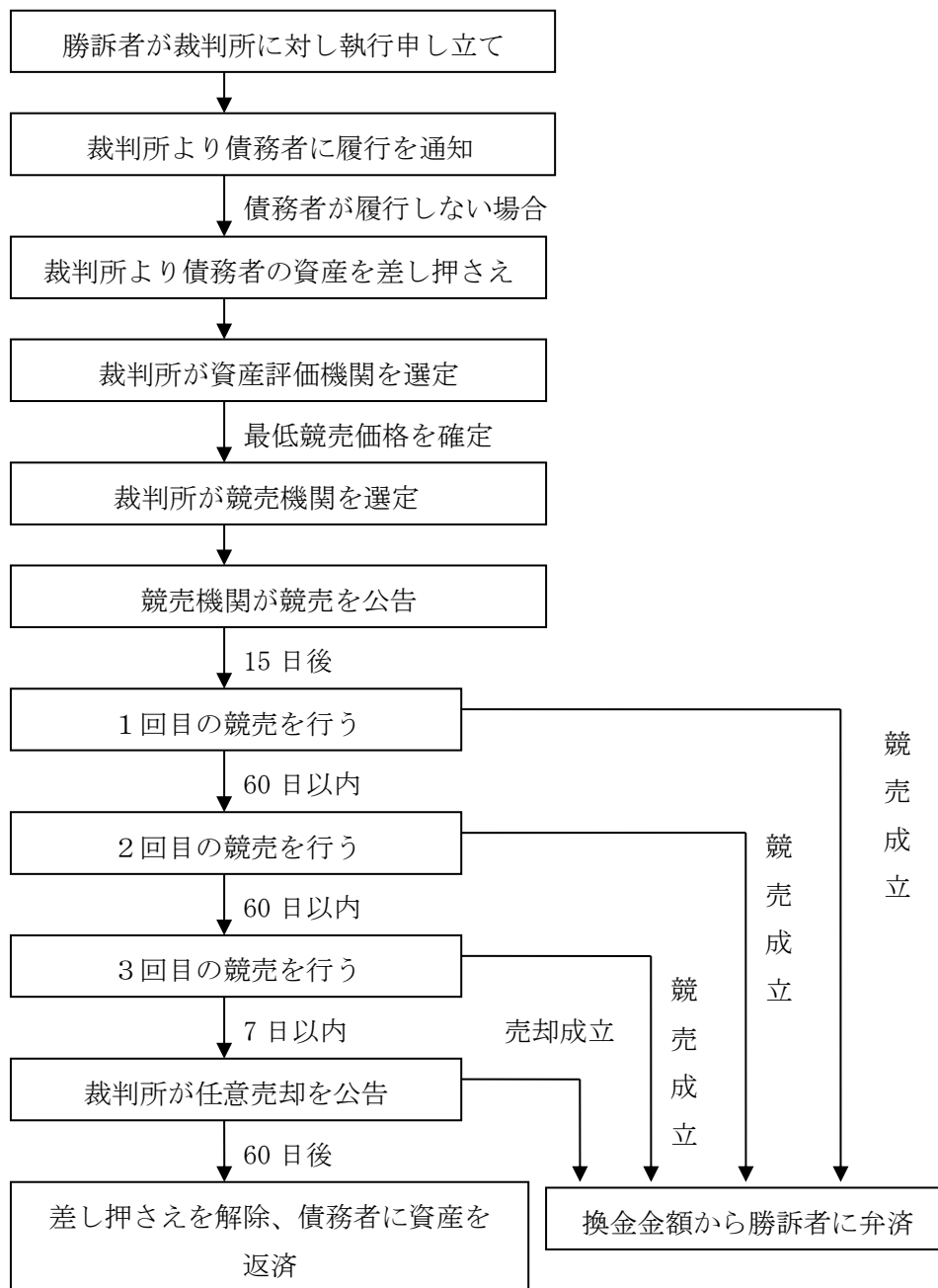
（５）仲裁遂行のために支出した旅費、弁護士費用等費用の負担方法

仲裁を遂行するために支出した合理的な費用は敗訴者に負担してもらうよう CIETAC に求めることができる。どのような費用が「合理的」なものになるのかは仲裁廷が事件の判断結果、複雑度合い、勝訴者代理人の実際の作業量、事件の係争金額等の要素を総合的に検討する。支出した合理的な弁護士費用は敗訴者に負担してもらえる点において、仲裁が訴訟より有利といえる。

5. 強制執行の申し立て

(1) 強制執行の申し立て手続き

敗訴者が自ら債務を履行しない場合、勝訴者が裁判所に強制執行を申し立てることができる。強制執行の申し立ての流れは、以下のとおりである。



（２）執行の申立費用の負担

強制執行の申立費用は、最終的に被執行者が負担する（民事訴訟法 252 条）。実務上、問題となるのは、申立人が強制執行を申し立てるとき、訴訟費用のように申立費用の仮納付が必要か否かである。実務において、申立人より仮納付の場合もあるが、裁判所が申立費用を立て替えるケースもある。申立人が仮納付した場合、裁判所が被執行者から何の資産も執行できないとき、申立人が仮納付した申立費用が返済されない結果となる場合もある。

（３）中国の「執行難」の理由と対応方法

中国では、「執行難」が古くから続く問題であり、その理由はさまざまである。

①執行できる資産がない

被執行者に執行できる資産がない場合がよくある。こうなると、手の尽くしようがない。このため、訴訟または仲裁を提起する前に、債務者の資産状況の調査および保全を行うことが非常に重要である。

②被執行者が資産を移転し隠匿した

被執行者がその資産を移転したり隠匿したりするケースもある。中国では、このような被執行者のことを「老頼(債権踏み倒しの常習犯のこと)」と呼ばれる。これらの「老頼」は、一般的にワンマン経営が多く、その経営者は高級マンションに住んだり高級車を乗り回したりしているが、企業には執行できるだけの資産をもたない。

③ 地方保護主義

執行できない理由に地方保護主義が取り上げられるケースがある。つまり、被執行者に執行できる資産があるにもかかわらず、裁判官が積極的に執行に赴かないケースである。中国の裁判官は日本と違い、その任命、昇進、賃金がすべて行政機関によって決められるため、行政機関から圧力を受けやすい状況にあるといえる。この場合、裁判所と粘り強く交渉したり、その上級の裁判所か検察院に申し立てたりする対策も考えられるが、あまり成果を期待できないのが現状である。

④ 裁判所の人手不足

裁判所では執行を専門とする「執行庭」という部署がある。この部署の裁判官がもっぱら執行だけを行っているが、執行の申し立てが多すぎていて、現状裁判官の手が回らないのが実情である。とくに被執行財産が外地（執行庭とは異なる地方）にある場合、裁判官が当該外地での執行申立案件をある程度貯めてからはじめて着手し、出張回数を減らそうとしている。

この場合、担当裁判官と粘り強く交渉し、自分の案件を優先するよう常にコンタクトを取ったほうがよい。

このようにさまざまな原因で執行は難しいのが現状である。この問題を避けるためには、訴訟または仲裁を提起する前に、あらかじめその資産を調査し、保全措置を講じることが一番有効な手段である。

（４）執行難への対応方法

執行難を解消するため、中国の裁判所ではさまざまな努力を行っている。現在、最高人民法院執行局が「中国執行情報公開ネット」 (<http://zxgk.court.gov.cn/zhixing/>) を開設し、中国全土の裁判所の執行未了事件の被執行者の情報を掲載している。

また、被執行者のうち、信用失墜者である「老賴」についての情報もネットで公開している(<http://zxgk.court.gov.cn/>)。

信用失墜者になると、出国禁止、飛行機および新幹線への搭乗やホテルへの宿泊といった高額消費行為も禁止される。裁判所による近年のこのような出国禁止、高額消費行為の禁止措置の強化は、「老賴」に大きなプレッシャーを与えている。実務上、信用失墜者として名前が掲載されるとすぐに返済してくるケースが増えている。執行しやすくするためには、強制執行を申し立てる際に、債務者および債務者の法定代表者を信用失墜者として掲載するよう裁判所に申し立てるとよい。

また、中国の刑法では、「執行拒否罪」が設けられ、執行する能力があるにもかかわらず執行を拒否し、かつその情状が重大である場合、被執行者に対して３年以下の有期徒刑、拘禁または罰金を科すことができる。近年、「執行拒否罪」として有期徒刑を科されるケースが徐々に増えており、「老賴」対策として評価できるものだと考えられている。

V. 債権回収におけるチェックポイント

最後に、これまでの内容の整理を兼ねて、日本企業および中国における日系投資企業向けに、債権回収の管理のチェックポイントを用意した。

チェック項目	チェック内容
債権回収の予防	☐ 取引相手に関する与信調査を実施したか。 ☐ 与信枠を適切に設定したか。 ☐ 適切な支払い方法を選定したか。 ☐ 契約書に必要な条項を定めたか。 ☐ 品質保証に関する仕様書や品質基準書等を契約条項に盛り込んだか。 ☐ 分割払いの場合、期限利益喪失条項を盛り込んだか。 ☐ 契約の解除条項を盛り込んだか。 ☐ 所有権留保付売買契約の場合、所有権留保条項を盛り込んだか。 ☐ 印鑑は適切であることを確認したか。 ☐ 契約署名者の権限を確認したか。 ☐ 「定金」か「訂金」か。 ☐ 違約金について契約条項に盛り込んだか。 ☐ 管轄の裁判地を選定したか。 ☐ 会社の状況に基づき、仲裁か訴訟かを適切に選定したか。
債権管理	☐ 債権書類保管に関する制度を制定したか。 ☐ 基本契約書の作成、締結は必要か。 ☐ 出荷伝票、送り状、受取書を的確に保管しているか。

	❑ 取引条件に変更が生じた際、契約変更を行ったか。 ❑ 債権存在の確認ができる書類を持っているか。 ❑ 債権額の確認書、残高証明書、返還計画書を持っているか。 ❑ 債権者情報を常に調査しているか。 ❑ 債務不履行に備え、担保設定を検討したか。 ❑ 債権書類に関する公証の必要はあるか。 ❑ 法的措置に備え、債権証拠を保管しているか。 ❑ 証拠保管に関する社内体制を制定したか。
法的措置	❑ 協議内容に関する議事録を作成し、双方が署名しているか。 ❑ 債務者側担当者からの連絡情報に関する記録を取っているか。 ❑ できるだけ電話を避けて、メールや WeChat 等書面による連絡を心がけているか。 ❑ 訴訟時効はどのぐらいの期間が残されているか。 ❑ 弁護士に委託して、弁護士の名義で督促レターを出しているか。 ❑ 仲裁または訴訟において和解に応じる考えはあるか。 ❑ 財産保全（差し押さえ）を申し立てるか。 ❑ 仲裁または訴訟の請求内容として、違約金、回収するための合理的な経費、出張旅費などの実費を請求しているか。 ❑ 強制執行を申し立てるか。